

神戸地方裁判所委員会（第33回）議事概要

1 日時

平成29年7月10日（月）午後2時30分から午後4時30分まで

2 場所

神戸地方裁判所尼崎支部大会議室

3 出席者

（委員）（五十音順，敬称略）

小西和夫，自見武士，田中裕子，中林志郎，永谷和雄，西井和徒，西倉匡，西多弘行，本多俊雄，松山秀樹，山野由美子

（説明者）

田中健治（尼崎支部長），小西圭（総務課長），福本浩孝（経理課長），和田弘樹（尼崎支部庶務課長）

（庶務）

新見雅信（事務局長），栗生博文（民事首席書記官），丸橋俊幸（刑事首席書記官），三好明美（総務課課長補佐），原田卓也（総務課庶務第一係長）

4 議事

(1) 委員の交替（退任委員及び新任委員の紹介）

退任委員として，3月31日付け退任の中邨清一委員及び丸山毅委員，4月28日付け退任の長井秀典委員，5月1日付け退任の中本敏嗣委員長並びに6月30日付け退任の瀬川均委員，新任委員として，4月1日付け就任の自見武士委員，4月28日付け就任の西井和徒委員，5月1日付け就任の西倉匡委員及び本多俊雄委員並びに7月1日付け就任の永谷和雄委員，再任委員として5月31日付け再任の丹本陽委員の紹介があった。

(2) 委員長を選任

本多俊雄委員が委員長に選任された。

(3) 前回のテーマ（民事裁判の現状と課題）に関する報告（小西総務課長）

前回委員会において委員から出された意見を，民事事件を担当する部署の職員に広く伝え，個々の裁判運営にどのように生かしていくか，各部署において検討されることになる旨の説明があった。

(4) 庁舎概要についての説明（福本経理課長）

尼崎支部新庁舎の建物構造，執務室の配置等についての概要説明があった。

(5) 尼崎支部新庁舎の見学（田中支部長，小西総務課長，和田庶務課長）

民事裁判手続の流れについて概要説明を行った後，手続の流れに沿って尼崎支部新庁舎を見学した。

(6) 尼崎支部新庁舎についての意見交換

（◎は委員長，○は委員の発言。●は裁判所からの説明）

- 新庁舎内は明るい雰囲気，敷居の高さを感じさせないという印象を受けた。
- 商業施設で働いているが，見習いたいと感じる点が多々あった。まず，黒地に白抜文字を基調とした案内表示は視認性が高く，字体も柔らかい，また，壁等に木目を用いており，プレッシャーを受けにくく感じた。庁舎見学で階段を利用したが，段差が低く，バリアフリーという観点からも配慮を感じた。どのようなコンセプトでこの庁舎が建てられたのか興味がある。
- 関西有数の大規模支部であり，神戸にとどまらず，裁判所全体として，良い庁舎を作ろうと取り組まれてきた。まず，わかりやすい階層割り，動線計画，そして，環境配慮やバリアフリーという点も意識されている。新庁舎の建設が計画されたのが東北の震災後だったこともあり，庁舎に外付けされた階段や非常用の発電装置を屋上に設置することで床上浸水時にも対応できるようにするなど，災害に対する対策も重視されている。
- 先ほど階段の段差の話があったが，階段の幅も広いと感じた。かかとの高い靴を履いていると，階段からかかとがはみ出して上りにくいことがあるが，そのようなことがなかった。また，階段の手すりが2段になっており，低い方の

手すりは子供が使うのかなと思って見ていた。少し気になったのは、外構工事中のせいかもしれないが、わかりやすい表示がなく、ここが裁判所であるということに気付きにくいのではないかと感じた。また、エレベーターのボタンが壁の色と同系色であり、ボタンの存在に気が付きにくかった。

- 御指摘のとおり、現在、外構工事を行っており、裁判所の南入口は利用できない現状である。今後、立看板を設置するなどサイン計画を計画しているところである。
- 裁判所には利用できる部屋がないからという理由で、いつも記者会見は裁判所外で実施している。尼崎支部の新庁舎には記者会見のための部屋は存在するのか。
- 利用し得るという意味で言えば大会議室や中会議室等の会議室がある。ただし、記者会見のために会議室を利用できるかどうかは、その都度個別に判断することになる。
- 新庁舎で執務を開始して以降、当事者や報道関係者から記者会見の要望を受けたことはあるか。
- 裁判所の部屋を利用したいという要望を受けたことはない。
- 法廷ではどのような安全対策をとっているのか。
- 安全対策は、まさに裁判所の喫緊の課題であり、ハード面だけでなく、ソフト面での準備も重視している。起こり得る多様なケースを想定して、110番通報や119番通報を含め、迅速な対応がとれるよう訓練を実施するなど、初動を誤らないよう職員の指導をしているところである。
- 手荷物検査をすることはあるのか。
- 裁判官の判断により、実施することがある。
- 尼崎支部の旧庁舎も知っているが、見違えるようだ。事件の当事者にとって、裁判所というのは決して行きやすい場所ではない。しかし、新庁舎の法廷はとてもリラックスできる印象を受けた。まず、外の光が入るため室内が明るく、

傍聴席もゆったりと配置されている。そして、法壇が余り高く作られていないように威圧感が少なく感じた。来庁者が利用する待合室もわかりやすい配置になっている。

- よくできた建物だと思う。ただ、最近建てられる建物はここに限らずどれもよくできており、大切なのはソフト面だと感じている。利用者の満足を得るためには、職員が利用者に対して親身に声をかけられるか、そういった点が大切だと思う。また、1階の受付には男性1名しかいなかったが、人によっては声をかけにくいかもしれない。受付には女性もいると良いのではないかと感じた。
- ◎ 来庁者は、ほんの一言声をかけてもらうだけで大きな安心を得ることができるというのは、まさにそのとおりであると思う。
- 尼崎支部には警備員はいるのか。
- 警備員はいない。法廷警備については、職員で対応することが原則だが、危害行為等の危険が予測される事件については、裁判官の判断で、警察官や大阪地方裁判所に所属している法廷警備員の派遣を要請することがある。
- ハード面が良くなったときに、我々の業界では「サービスを上げろ」ということを言う。ハード面の良さにサービスが付いていけていないと、余計に落差を感じられてしまうからだ。是非人的対応のレベルアップに取り組んでほしい。また、せっかく良い庁舎が建ったのだから、もっとアピールをしていけば、裁判所に対する国民の見方が変わるのではないか。
- 9月に関係機関、市、報道関係者等を招待して、新庁舎の見学会を予定している。
- フロア案内表示は良かったと思う。法廷の天井が高いことは威圧感がなくて良いと思う。また、執務室を見て感じたことは、利用者と職員の距離が近いことだ。安全面での対策は必要だと感じた。
- ◎ 裁判所は開かれた組織であるが、顧客サービスとセキュリティをうまく両立させていくことが重要であると感じている。

- スマートフォンに対して何か対策はしているか。書類の写真撮影等，悪意のある利用者への対応はどうしているのか。
- 裁判所では，原則，録音や録画は禁止されており，録音や録画をするための機器の持ち込みも禁止しているが，スマートフォンの持ち込みまで止めることは難しい。録音又は録画をしているのを現認したときには，録音等の行為をやめるよう促し，すでに録音又は録画したデータは消去するよう求めている。
- 裁判所内部の職員についても，もし悪意のある職員がいれば，書類を撮影して持ち出すこともできてしまいそうに感じる。私の勤務先では，職員が職場にスマートフォンを持ち込むことを禁止している。
- 裁判所では，職員がスマートフォンを持ち込むことは禁止していない。しかし，執務中に業務に関してスマートフォンを使用することはないので，職員が執務中に周囲に気付かれることなくスマートフォンを使用することはできないと思う。
- ◎ 本日は，尼崎支部の新庁舎を御覧いただき，皆さんの気付かれた点や更に工夫すべきところがあるかについて，皆さんから貴重な御意見をいただいた。

(7) 次回の議題

裁判員制度の現状と課題

5 次回期日

平成30年2月6日